

横浜市立若葉台小学校PTA規約

第一章 名称および事務局

第1条 本会は、横浜市立若葉台小学校PTAといい、事務局は学校内に置く。

第二章 目的および活動

第2条 本会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校および社会における児童の健全な成長をはかることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 保護者と教職員の相互理解と親睦をはかる。
2. 家庭と学校との緊密な連携をとり、児童の健全な生活を育成する。
3. 家庭、学校および社会における児童の教育環境の向上に努める。
4. 児童の、地域における社会福祉活動の推進をはかる。

第三章 方針

第4条 本会は、教育を本旨とする民主団体であって、本来の使命以外のいかなる団体活(特定の政党・宗教・営利を目的としたもの等)も行わない。

第5条 本会は、教育について話し合い、意見を述べ、資料を提供するが、直接学校の管理や運営および人事には干渉しない。

第四章 会員

第6条 本会の会員は、学校に在籍する児童の保護者および学校に勤務する教職員とする。

第五章 会計

第7条 本会の運営や活動に必要な経費は、会費およびその他の収入によってまかなう。

第8条 本会の会費は、一世帯につき月額350円(12ヶ月)とする。

第9条 本会の財産は、第二章に記された目的以外に使用することはできない。

第10条 本会の会計年度は、4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

第六章 役員

第11条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名 (保護者)
2. 副会長 3名から5名 (保護者)
3. 書記 2名から4名 (ただし副会長が兼任することも可。教職員1名)
4. 会計 3名 (保護者2名と教職員1名)
5. 校外委員長
6. 役選委員長・役選副委員長(ただし副会長が兼任することも可)

第12条 役員は、常置委員、役員選出委員または会計監査を兼ねることはできない。ただし、役員選出委員については細則による。

第13条 役員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

第七章 役員選出

第14条 役員の選出は、役員選出委員会の推薦により会員に公示され、全会員の2分の1以上の有効票中、過半数以上の承認により決定する。

第八章 役員の任務

第15条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し会務を統括する。また総会および運営委員会を招集する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。
3. 書記は庶務を担当し、総会ならびに運営委員会の議事を記録し、会員に通知する。
4. 会計は、すべての会計事務を担当し、会計監査を受け、総会において決算報告を行う。

第九章 総会

第16条 総会は、全会員をもって構成する本会の最高議決である。

第17条 総会は、定期総会および臨時総会とする。

1. 定期総会は、年1回以上開催する。
 - (ア) 前年度事業報告および決算の承認
 - (イ) 今年度事業計画および予算の承認
 - (ウ) 新役員、各委員会の正副委員長紹介
 - (エ) その他
2. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた時、または全会員の5分の1以上の要求があった時開催する。

第18条 総会は、委任状を含めて全会員の2分の1以上で成立する。また議決は、出席者の過半数の承認を得る。

第十章 運営委員会

第19条 運営委員会は、本会を運営するために設置したもので、その構成は、本会の役員と常置委員会正副委員長および校長とする。

第20条 運営委員会は、原則として毎月1回開催する。

第21条 運営委員会は、委員の半数以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数をもって行う。

第22条 運営委員会の業務は、次のとおりである。

1. 常置委員会で立案された事業計画を審議検討する。
2. 総会に提出する議案書を作成する。
3. 必要ある場合は、特別委員会を設置する。
4. その他会長が必要と認めた事項について審議する。
5. 総会で決定された業務を行う。

第十一章 校外委員会

第24条 本会の目的を推進するために次の委員会を置く。

1. 校外委員会

第25条 校外委員の選出は、次のとおりとする。

1. 校外委員は、各自治会より1名選出する。
2. 校外委員会の委員長、副委員長は、各委員会にて互選により選出する。

第26条 各委員会は必要に応じて開催し、事業計画を作成し、運営委員会にはかる。

第27条 校外委員会は次の目的に沿った活動をする。

1. 校外委員会
学校と緊密な連携を持ち、地域における児童の健全育成に努める。

第十二章 役員選出委員会

第28条 役員の候補者を推薦し、選出する時は、役員選出委員会を置く。

第29条 役員選出委員会は、正副委員長と必要に応じて委員(若葉メンバーズ等)で構成する。

第30条 役員選出委員会は、全会員の中から役職ごとに本人の同意を得て候補者を推薦し、文書にて会員に公示し、承認を問い決定する。

第31条 役員選出委員会の正副委員長は、前年度の役員選出時に決定する。

第十三章 会計監査

第32条 本会の経理を監査するために、2名の会計監査を置く。

- 第 33 条 会計監査は、中間監査と期末監査を含めて年 2 回以上行い、その結果を総会で報告する。
- 第 34 条 会計監査の選出および期間は、役員に準ずる。

第十四章 特別委員会

- 第 35 条 総会または運営委員会が、必要と認めた場合(周年行事等)、特別委員会を設けることができる。
- 第 36 条 特別委員会の委員は、運営委員会が選出する。なお、正副委員長は、委員の互選により選出する。

第十五章 細則

- 第 37 条 本会の運営に関して必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の決議を経て定める。
- 第 38 条 運営委員会は、細則の制定または改廃をした場合、その結果を次期総会にて報告する。

第十六章 規約改正

- 第 39 条 本会の規約は、総会で出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければ改定することができない。また、改正案は、総会開催以前に全会員に知らせなければならない。

平成 19 年 4 月 1 日	実施
平成 21 年 5 月 27 日	一部改正
平成 25 年 4 月 1 日	一部改正
令和 6 年 1 月 16 日	一部改正
令和 6 年 6 月 20 日	一部改正

横浜市立若葉台小学校 PTA 規約(細則)

PTA 規約第 37 条により、細則を下記のように定める。

なお、この細則に不都合が生じた場合は、運営委員会の決議を経て改正する。

第一章 役員・委員の選出

第 1 条 規約第 30 条により

1. 役員選出委員会は、次年度役員候補者を公示し、同時に承認用紙を作成し、会員あてに配布する。
2. 承認は「承認・非承認」の形式をとり、全役職についての全体承認とする。
3. 承認期間は、配布日を含めて 1 週間を目安とし、その後回収し、集計するものとする。
4. 集計時には、校長またはその代理となる者が立ち会う。
5. 役員選出委員を候補者に推薦するとはできない。

第 2 条 役員選出委員会は役員・会計監査候補者が全会員の 2 分の 1 以上の承認が得られた後、全会員に報告し、解散する。

第 3 条 役員・委員の兼任について
役員と常置委員との兼任はしない。

第 4 条 会計監査について
会計監査は、原則として会計経験者とする。

第 5 条 校外棟委員設置について
1. 校外棟委員は、各棟より 1 名を選出する。(世帯数等をみて勘案する)
2. 校外棟委員は、地域の担当として校外委員の補佐とする。

第 6 条 任期中の欠員について

1. 役員
任期中に欠員が生じ、運営に支障がある場合は、役員会の推薦により運営委員会の承認を得る。
2. 運営委員(常置委員の正副委員長)
委員の互選により補充する。
3. 会計監査
1 名であればそのままとし、2 名になった場合は会長が運営委員会の承認を得て委嘱し、補充する。
4. 常置委員および役員選出委員
学級および地域より補充する。
※補充された役員・委員の任期は前任者の残存期間とする。

5. 特別委員会

第1条 設立の条件、手続き

1. 特別委員会設立を希望する者は、会のねらい・内容・活動方法・期間等についての概要を運営委員会に提案する。
2. 運営委員会は、設立の条件をよく吟味し、PTAの目的を満たしている場合はPTA活動の一環として承認する。
3. 承認された特別委員会は、PTA会長の名において活動する。

第2条 経費

要求のあった場合に限り、PTA会計予備費より補助される。

6. 総会

第1条 議決権

総会における議決権の行使は、一世帯1名とする。ただし、出席発言は自由とする。

第2条 議案

総会の議案は、7日前までに会員に知らせる。

7. 慶弔規定

慶弔については、内規を定め統一して行う。

(ただし、個人的に行う場合はこの限りではない)

種類	死亡弔慰金	病気見舞金	災害見舞金	結婚祝金	出産祝金
会員(保護者)	10,000 円		5,000 円以内		
会員(教職員)	10,000 円	病欠 30 日以上 5,000 円	5,000 円以内	5,000 円	3,000 円
在校生	10,000 円	病欠 30 日以上 5,000 円	5,000 円以内		
教職員の配偶者 および子女	5,000 円				

- ① 在校生および会員の死亡の場合は、弔慰金の他に花輪または生花を贈る。
- ② 災害(風水害・火災・不慮の事故)の場合は、5,000 円を上限とし、被害の程度により校長と役員会で協議する。
- ③ 教職員の転退職に際して、花束を贈る。
- ④ その他特別の事情がある場合は、運営委員会での都度協議して決める。

8. 旅費規程

P T A活動およびP T A活動に関する諸会議・研修会などに参加・出席する役員・委員に対して、費用弁済のため旅費その他を支給する。

第1条 旅費

交通費については、原則として、バス・電車運賃の実費を支給する。

第2条 請求と支払い

(ア)交通費を請求する者は、別紙請求書に必要事項を記入し、会計へ提出して支払いを受ける。

(イ)同一内容の会議等への出席者が複数の場合は、代表者の請求で代えることができる。

付則 平成 19 年 4 月 1 日

付則 平成 21 年 1 月 15 日 一部改正

付則 平成 25 年 4 月 1 日 一部改正